

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

本計画では、市全域を一つの区域として、学校教育・保育提供区域として設定し、市の今後の需要の変化を適切に対応し、多様なサービスの提供を推進します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域に対して均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

認定区分の設定内容

1号認定（3～5歳児で教育のみの利用）

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）に係る必要利用定員総数

2号認定（3～5歳児で保育も利用）

特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）に係る必要利用定員総数

3号認定（0～2歳児で保育も利用）

特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）に係る必要利用定員総数

量の見込みと確保方策

		平成27年度				平成28年度			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
量の見込み		224	700	123	459	218	679	119	444
確保方策	特定教育 保育施設	55	713	199	481	65	713	199	481
	幼稚園	250				250			
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
		平成29年度				平成30年度			
		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
量の見込み		212	659	115	428	204	636	111	413
確保方策	特定教育 保育施設	65	713	199	481	75	713	199	481
	幼稚園	250				250			
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度			
		【1号】	【2号】	【3号】	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
量の見込み		197	613	106	397
確保方策	特定教育 保育施設	85	713	199	481
	幼稚園	250			
	地域型保育事業	0	0	0	0

※確保方策には、他市町村施設の広域利用者数を含んでいます。

多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要なことから、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、子どもを受け入れるための体制を確保するように努めます。

現在のところ私立保育園13園において、2号、3号の受け入れを進めます。また、認定こども園へ移行を検討している園もありますので1号の受け入れについても進めていきます。保育所から認定こども園への移行は、平成27年度5園、平成28年度1園、平成30年度1園、平成31年度1園の8園です。

この計画期間中、残りの保育園5園及び私立幼稚園3園が認定こども園への移行を示した場合には、移行に向けて対応します。

また、0～2歳の量の見込みに対して、既存の私立保育園で必要量の確保が十分できるため、既存施設での受け入れが困難と認められる利用が発生しない限り、新たな特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の設置の必要性はないと考えます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業

■現在の実施状況・課題

平成26年度、私立保育園13園において18時から19時までの時間延長保育を実施しています。また、夜間保育の延長保育については、午前7時から午前11時まで実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

認可保育所・認定こども園13園において実施します。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	470	455	440	425	409
確保方策	886	877	868	859	850

(2) 放課後児童健全育成事業

■現在の実施状況・課題

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図りため、保育所9か所、幼稚園1か所で実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

平成27年度から小学校に就学している児童に対して、事業を実施することになりますので、登録児童数が増加することが予想されます。現在も小学校高学年の登録はありますが、利用人数については、現在のところ実施施設で賄えている状況です。また、実施施設が保育園・幼稚園であり、高学年の利用には遊具、運動場等難しい面も出てくる可能性があります。こういう状況を踏まえ、当初は現状の10か所で事業を継続実施しますが、平成31年度までに今後の需要増が見込まれるときには、子ども・子育て調整会議の開催により、教育委員会と福祉課の連携をはかり放課後児童クラブ及び小学校の余裕教室等の放課後児童クラブの整備を検討していきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	565	547	530	512	495
確保方策	570	550	530	520	500

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■現在の実施状況・課題

保護者が疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。本市においては、預ける施設がないため、代替施設での実施を検討します。

■今後の方向性・目標事業量

本市には、児童養護施設はありませんが、他市の状況等を確認しながら、保育所等の施設で実施できないか検討していきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	0	0	12	12
確保方策	0	0	0	12	12

(4) 地域子育て支援拠点事業

■現在の実施状況・課題

子育て中の保護者と子ども達が気軽に集えて、情報交換等ができる場であり、毎週水曜日除く週4日、午前10時から午後4時まで九日町のほっとステーション九ちゃんクラブで実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も現状どおり事業を継続し、ほっとステーション九ちゃんクラブの機能をさらに発展させ、利用者と地域住民との交流を図ります。その手段として、おでかけ九ちゃんを実施し利用者の掘り起こしに繋げていきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	204	202	200	198	196
確保方策	204	202	200	198	196

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■現在の実施状況・課題

現在は、実施しておりません。

■今後の方向性・目標事業量

市内の私立幼稚園3園は、現在のところ私学助成を受ける幼稚園として残りますので現在の一時預かりを実施していただきます。

平成31年度までに、市内の私立幼稚園3園が施設給付型の幼稚園若しくは認定こども園に移行することになれば実施について検討します。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	14,867	14,719	14,576	14,435	14,295
確保方策	14,867	14,719	14,576	14,435	14,295

(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライト）

■現在の実施状況・課題

- ・一時預かり事業については、認可保育所13園の自主事業として実施されています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、地域において育児の手助けが必要な人（依頼会員）と、手助けしたい人（協力会員）による子どもの一時預かり等の事業で社会福祉協議会で実施しています。
- ・トワイライトステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間養護する事業です。本市には、児童養護施設がないことから代替施設を検討します。

■今後の方向性・目標事業量

- ・一時預かり事業は、今後も継続して、認可保育所等の自主事業として実施していただきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、今後も継続して、社会福祉協議会で実施します。活動内容のさらなる周知を図り、会員数と利用実績の増加を目指します。
- ・本市には、児童養護施設はありませんが、他市の状況等を確認しながら、保育所等で実施できないか検討していきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	513	509	517	514	511
確保方策					
一時預かり事業	0	0	0	0	0
	195	195	195	195	195
子育て援助活動支援事業	318	314	310	307	304
	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	12	12	12
	0	0	0	0	0

〈確保方策〉上段：市実施事業（補助）の年間延べ人数

下段：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数

(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

■現在の実施状況・課題

保育所等に通所中の乳幼児等が、病中や病気の回復期にあたる集団保育が困難な時期、その乳幼児等を一時的に預かっています。増田クリニック（あひるハウス）において預かっています。後期計画の中でもう1か所増設を検討しましたが実現しませんでした。

■今後の方向性・目標事業量

現在のあひるハウスで事業を継続実施しますが、今後利用者が増加する等の状況が出てきた場合には、施設の増を検討していきます。また、認可保育所等で事業が行えないか検討します。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

■現在の実施状況・課題

ファミリー・サポート・センター事業については、地域において育児の手助けが必要な人（依頼会員）と、手助けしたい人（協力会員）による子どもの一時預かり等の事業で、社会福祉協議会で実施しています。就学後の利用は、24人でした。

■今後の方向性・目標事業量

就学後のファミリー・サポート・センター事業の利用は、平成26年度1人利用がありますので、その分を確保していきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	12	12	12	12	12

(9) 利用者支援事業

■現在の実施状況・課題

現在は、実施していません。ニーズ調査の自由意見において子育てに関する総合窓口に関する要望が多くありました。

■今後の方向性・目標事業量

ほっとステーション九ちゃんクラブに、子ども・子育てに関する総合窓口を設け、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援事業から必要な支援を選択できるような情報の提供や相談・援助（申請書等の書き方など）を行います。また、妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞きつなげていくことでワンストップの相談拠点となるよう進めていきます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(10) 妊婦に対する健康診査（ニーズ調査によらず推計）

■現在の実施状況・課題

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して実施します。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	290	288	279	270	261
確保方策	県内医療機関にて個別実施。 初回～14回 妊娠～出産前まで 初回項目：健康状態把握・定期検査・保健指導・血液型（A B O血液型・R h血液型・不規則抗体）血算（貧血）・血糖・B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査・梅毒血清反応検査・子宮頸癌検査（細胞診）・風疹ウイルス抗体価検査・その他項目・超音波検査（4回）・G B S（1回）				

(1 1) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等（ニーズ調査によらず推計）

■現在の実施状況・課題

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、保健センターで実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して全戸訪問を実施し、養育困難な家庭の早期発見、子育ての悩みの解消に努めます。

■目標事業量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	267	258	249	240	231
確保方策	実施体制：助産師（1名）又は保健師（3～4名）で対応 実施機関：人吉市保健センター				

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■現在の実施状況・課題

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新制度において新たに設けられる事業です。

■今後の方向性・目標事業量

保育の基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、必要があれば今後検討することとします。

(1 3) 多様な主体の参入促進事業

■現在の実施状況・課題

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性・目標事業量

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることや、ニーズ調査による現在の保育体制等に対する満足度も非常に高いことから、新たに民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、必要があれば今後既存施設の状況等を見ながら検討することとします。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培うもので重要です。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育の提供を行います。また、地域子育て支援事業の充実を図り、地域での子育て力を向上させるために、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育の提供

子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育を提供することにより人格形成の基礎を培います。また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、適正な施設規模による集団生活が行えるよう努めます。

特定教育・保育施設については、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供など、地域に開かれた施設として充実を図ります。

② 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育と保育の一体的な提供を推進するため、保育所における教育機能及び幼稚園における保育機能の充実を図ります。

③ 幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携の推進

幼保小中連携協議会を通して、保育所、幼稚園の幼児期から小中学校まで発達段階に合わせた育成支援が円滑に行われるよう取り組み、幼稚園、保育所と小学校との連携がスムーズにいくように進めます。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業や育児休業が終了する際の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設を利用することができるよう、育児休業中の保護者に対する情報提供を行うとともに受け入れ体制の確保に努めます。

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

① 虐待防止対策の充実

人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会における取組の強化により虐待防止対策の充実を努めます。ケース検討会議や要支援ケース会議を定期的で開催し、虐待や特定妊婦の早期発見、早期対応につなげ、適切な支援を行えるように努めます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、母子家庭日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が策定する「第3期熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保等の総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実

乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、親子が適切な関わりができるよう乳幼児健康診査時に発達相談を行います。また、言葉や情緒面に心配のある子どもに関する相談や療育支援事業を行い、障がいの有無にかかわらず誰もが尊重される社会となるよう努めます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

① 育児支援制度等の周知

各事業所においても子育て中の従業員に対する理解と配慮は進んできていると思いますが、育児支援制度の周知に努めます。

② ワーク・ライフ・バランスに関する啓発

働きやすい職場環境の改善に向けた啓発や情報提供を行います。男性の働き方の改善、育児参加等について意識啓発を進めます。